

令和7年12月10日 厚生委員会

市民生活部環境政策課

議案説明資料

- 1 議案第59号 田川地区斎場組合規約の変更について . . . P 1
- 2 議案第60号 田川地区斎場組合の解散について . . . P 3
- 3 議案第61号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について . . . P 4
- 4 議案第62号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更
及び規約の変更について . . . P 5
- 5 議案第68号 財産の取得について . . . P 11

議案第59号 田川地区斎場組合規約の変更について

1 これまでの主な経過

- (1) 令和7年3月24日開催の田川地区市町村長会議において、一部事務組合（消防・広域衛生・斎場）の統合について協議を進めることが了承された。

その後、同年5月16日開催の同会議において、統合の時期、統合の目的、統合に向けた準備体制など、一部事務組合の統合に関する方針について合意（田川地区一部事務組合の整理統合に関する基本合意書に各首長が署名）に至った。

- (2) 基本合意書に基づき設置された「統合準備委員会」において、統合に必要な事項を検討・協議し、その結果を「副市町村長会議」で審議した後、「市町村長会議」において決定してきた。

なお、それぞれ4回、全12回の会議を開催し審議、決定を行った。

- (3) これまで、議会（厚生委員会）には、

- ① 6月に全ての常任委員会に対し、統合の目的や検討体制、統合に向けたスケジュールについて
- ② 7月には、統合準備委員会の協議事項と副市長村長会議への上申について
- ③ 8月には、市町村長会議で決定した事項であった、斎場組合を先行統合する理由、方法、組合議会（統合後）の議員定数等について
- ④ 9月には、市町村長会議で新たに決定した田川地区一部事務組合の統合に係る予定議案（4議案）について

また、8月に厚生委員会から要望のあった「情報公開に関する条例等の整備について」の状況について

- ⑤ 11月には、予定議案の概要説明について

計5回の事務報告を行ってきた。

2 議案の概要（田川地区斎場組合規約の変更について）

田川地区広域環境衛生施設組合（以下「広域組合」という。）の「共同処理する事務」の変更に伴い、令和8年3月31日をもって、田川市郡8カ市町村で構成する田川地区斎場組合（以下「斎場組合」という。）を解散するに当たり、解散後の事務の承継をあらかじめ規約に定めようとするものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議

決を求めるものである。

※ 議案第59号参照

3 改正の内容

第12条（組合の解散に伴う事務の承継）として、次の1条を加える

「第12条 組合が解散した場合には、田川地区広域環境衛生施設組合がその事務を承継する。」

※ 別紙1参照

4 新旧対照表

別紙1のとおり

5 施行日

福岡県知事の許可の日

議案第60号 田川地区斎場組合の解散について

1 議案の概要

広域組合の「共同処理する事務」の変更に伴い、令和8年3月31日をもって、斎場組合を解散しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

※ 議案第60号参照

2 解散までの手続

- (1) 斎場組合の解散に当たり事務の承継に係る規定を加える「田川地区斎場組合同規約の変更について」(議案第59号による議決を経たもの)に係る福岡県知事に対する申請を行う。
- (2) 上記(1)の申請に係る福岡県知事の許可を受けた後、「田川地区斎場組合の解散について」(本議案による議決を経たもの)に係る福岡県知事に対する届出を行う。
- (3) 令和8年3月31日をもって、斎場組合を解散する。

議案第 6 1 号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について

1 議案の概要

広域組合の「共同処理する事務」の変更に伴い、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、斎場組合を解散するに当たり、同組合が所有する財産に係る財産処分について定める必要があるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものである。

※ 議案第 6 1 号参照

2 財産処分を必要とする理由

斎場組合の解散後においては、同組合が財産を所有できなくなるため

3 財産処分の内容

斎場組合の財産は、全て広域組合に帰属させる。

4 財産処分に係る手続

- (1) 斎場組合の解散に当たり事務の承継に係る規定を加える「田川地区斎場組合同規約の変更について」(議案第 5 9 号による議決を経たもの)に係る福岡県知事に対する申請を行う。
- (2) 上記(1)の申請に係る福岡県知事の許可を受けた後、「田川地区斎場組合の解散について」(議案第 6 0 号による議決を経たもの)に係る福岡県知事に対する届出を行うに当たり、「田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について」(本議案による議決を経たもの)に係る協議書及び議決書の写しを添付する。

議案第62号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更
について

1 改正理由

現在、斎場組合で共同処理している「火葬に関すること」について、令和8年4月1日から広域組合において共同処理する事務に加えるなど、規約の変更を行うものである。

なお、変更にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定による議会の議決を経た後、福岡県知事の許可を受けなければならない。

2 主な改正内容

(1) 広域組合の共同処理する事務として、「火葬に関すること」を加える。（第3条）

(2) 構成市町村の分賦金の割合について、次のとおり定める。（第15条）

番号	区 分	割 合
①	ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費	人口割 50%、ごみ処理量割 50%
②	し尿処理施設に関する管理及び運営経費	人口割 50%、し尿処理量割 50%
③	火葬場に関する管理及び運営経費	遺体火葬数割 100%
④	議会及び総務に関する経費	人口割 100%
⑤	各施設の設置に関する経費	人口割 100%

※表中の①～③の負担割合は、現在と変更なし。④⑤は、新たに規定。

(3) 改正後の規約の施行後、最初に建設する火葬場の設置に関する経費に係る構成市町村の分賦金の割合は、従前の田川地区斎場組合規約によることとする。（附則第3項）

3 変更による影響等

広域行政による事務の効率化など

4 施行日

令和8年4月1日

5 新旧対照表

別紙2のとおり

○田川地区斎場組合同規約（昭和49年4月23日許可）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（組合の解散に伴う事務の承継）</p> <p><u>第12条 組合が解散した場合には、田川地区広域環境衛生施設組合がその事務を承継する。</u></p>	<p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（新設）</p>

○田川地区広域環境衛生施設組合規約（令和3年2月5日2市町村第5486号許可）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>火葬に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) <u>ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の設置、管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(7) （略）</p> <p>第4条から第14条まで（略）</p>	<p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関すること。</u></p> <p>(6) （略）</p> <p>第4条から第14条まで（略）</p>

新（改正案）		旧（現行）																		
<p>（分賦金）</p> <p>第15条 前条第1号に定める関係市町村の分賦金の割合は、次の表に定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区 分</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費</td> <td>人口割 50%、ごみ処理量割 50%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>し尿処理施設に関する管理及び運営経費</td> <td>人口割 50%、し尿処理量割 50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>火葬場に関する管理及び運営経費</td> <td>遺体火葬数割 100%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>議会及び総務に関する経費</td> <td>人口割 100%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>各施設の設置に関する経費</td> <td>人口割 100%</td> </tr> </tbody> </table>		番号	区 分	割 合	①	ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費	人口割 50%、ごみ処理量割 50%	②	し尿処理施設に関する管理及び運営経費	人口割 50%、し尿処理量割 50%	③	火葬場に関する管理及び運営経費	遺体火葬数割 100%	④	議会及び総務に関する経費	人口割 100%	⑤	各施設の設置に関する経費	人口割 100%	<p>（分賦金）</p> <p>第15条 関係市町村の分賦金は、次の割合をもって関係市町村が負担する。</p> <p>人口割 50パーセント</p> <p>処理量割 50パーセント</p>
番号	区 分	割 合																		
①	ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費	人口割 50%、ごみ処理量割 50%																		
②	し尿処理施設に関する管理及び運営経費	人口割 50%、し尿処理量割 50%																		
③	火葬場に関する管理及び運営経費	遺体火葬数割 100%																		
④	議会及び総務に関する経費	人口割 100%																		
⑤	各施設の設置に関する経費	人口割 100%																		
2	（略）	2 （略）																		
3	第1項に規定する <u>ごみ処理量割、し尿処理量割、遺体火葬数割</u> の基礎となる <u>ごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数</u> は、当該会計年度の前々年度のごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数とする。	3 第1項に規定する <u>処理量割</u> の基礎となる <u>処理量</u> は、当該会計年度の前々年度の <u>処理量</u> とする。																		

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の<u>し尿処理量</u>は、組合が管理運営するし尿処理施設使用開始の初年度及び次年度にあつては、前々年度の田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合及び田川地区清掃施設組合における関係市町村の<u>し尿処理量</u>とする。</p> <p>附 則（令和7年2月25日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の<u>ごみ処理量</u>は、組合が管理運営するごみ処理施設使用開始の初年度及び次年度にあつては、前々年度の田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合及び田川地区清掃施設組合における関係市町村の<u>ごみ処理量</u>とする。</p> <p>附 則（令和 年 月 日）</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の<u>処理量</u>は、組合が管理運営するし尿処理施設使用開始の初年度及び次年度にあつては、前々年度の田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合及び田川地区清掃施設組合における関係市町村の<u>処理量</u>とする。</p> <p>附 則（令和7年2月25日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の<u>ごみの処理量</u>は、組合が管理運営するごみ処理施設使用開始の初年度及び次年度にあつては、前々年度の田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合及び田川地区清掃施設組合における関係市町村の<u>処理量</u>とする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の遺体火葬数は、組合が管理運営する火葬場使用開始の初年度及び次年度にあっては、それぞれ前々年度及び前年度の田川地区斎場組合における関係市町村の遺体火葬数とする。</u></p> <p>3 <u>第15条の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に建設する火葬場の設置に関する経費に係る関係市町村の分賦金の割合は、なお田川地区斎場組合同規約（昭和49年4月23日許可）の例による。</u></p>	

議案第 68 号 財産の取得について

田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬のための車両を購入しようとするもので、財産の取得、管理、処分に関する条例第 2 条の規定に該当するため、議会の承認を求めるものである。

1 これまでの主な経過

(1) 取得財産

取得財産	2 トンプレス式パッカー車	3 トンプレス式パッカー車
台数	3 台	4 台
取得価格	86,178,170 円	
積載容量	4.3 m ³	6.0 m ³
主な仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 t ディーゼル車 ・ マニュアルミッション車 ・ 積み込み方式；プレス式 ・ 排出方式；強制排出式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 t ディーゼル車 ・ マニュアルミッション車 ・ 積み込み方式；プレス式 ・ 排出方式；強制排出式
相手方	大野城市瓦田四丁目 4 番 30 号 株式会社モリタエコノス 福岡支店 支店長 永利 和哉	

(2) 納入期限

令和 9 年 9 月 30 日まで

(3) 車両イメージ



(4) 下取り車両について



【委託貸与車両】

工区	仕様(号車)	年式	走行距離 (9月末時点)	使用年数	令和6年度年間走行距離	使用用途	
						現行	買換後
A工区	3トン車(10号車)	令和4年2月	89,384km	4年目	24,784km	委託貸与車両	下取り車
A工区	2トン車(11号車)	令和4年3月	89,787km	4年目	24,611km	委託貸与車両	所管替え
A工区	3トン車(12号車)	令和4年2月	81,785km	4年目	24,468km	委託貸与車両	下取り車
B工区	2トン車(7号車)	令和4年3月	88,251km	4年目	24,598km	委託貸与車両	下取り車
B工区	2トン車(8号車)	令和4年3月	85,515km	4年目	23,345km	委託貸与車両	所管替え
B工区	3トン車(9号車)	令和4年2月	84,775km	4年目	25,138km	委託貸与車両	下取り車
C工区	2トン車(13号車)	令和4年3月	80,604km	4年目	22,210km	委託貸与車両	委託貸与車両として継続使用
C工区	3トン車(14号車)	令和4年2月	73,489km	4年目	20,160km	委託貸与車両	委託貸与車両として継続使用

【公用車両】

所管課	仕様(号車)	年式	走行距離 (9月末時点)	使用年数	令和6年度年間走行距離	使用用途	
						現行	買換後
財産活用課	2トン車	平成26年	197,564km	11年目	6,200km	施設管理車両	下取り車
教育総務課	2トン車	平成28年	105,659km	9年目	2,672km	施設管理車両	下取り車